

越知町農業継続応援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越知町補助金交付規則（平成25年越知町規則第19号）第20条の規定に基づき、越知町農業継続応援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 農業従事者の高齢化や担い手不足により、遊休農地や耕作放棄地の増加など、地域農業を取り巻く環境が厳しさを増すなか、農作業の労力軽減、生産性の向上、営農の維持及び拡大、異常気象への対策等の支援を行い、次世代に繋がる持続可能な地域農業の発展を目的とし、別表に掲げる事業に要する経費について、同表に掲げる補助対象者（以下「補助事業者」という。）に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業等)

第3条 補助金の交付対象となる事業の内容（以下「補助事業」という。）、補助対象経費、補助率等は、別表に定めるとおりとする。ただし、町長が特別に認める場合は、この限りではない。
2 国及び県等の補助対象となるものについては本事業の対象外とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(補助条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この補助金に係る交付要綱等に従わなければならないこと。
- (2) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (3) 当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 越知町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年越知町規則第18号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者ではないこと。
- (5) 町税等、越知町に納付すべき債務に滞納がないこと。
- (6) 補助事業完了後、3年以上の農業経営を継続すること。

(交付決定)

第6条 町長は第4条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助事業の変更)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた補助事業について、次の各号にのいずれかの事項に係る変更が生じる場合は、補助金変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 補助金の増額又は30パーセントを超える減額が生じた場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

2 町長は、前項の規定により変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたとときは、補助事業者に通知するものとする。

(概算払いの請求)

第8条 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第4号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第10条 補助金を請求しようとするときは、請求書(様式第6号)を提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第11条 町長は、補助事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 申請書、その他関係書類に虚偽の記載をし、又は事業に関して不正の行為があったとき。

(その他)

第12条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(越知町農業近代化推進事業費補助金交付要綱の廃止)

2 越知町農業近代化推進事業費補助金交付要綱(平成15年越知町告示第41号)は、廃止する。

別表（第3条関係）

事業名	補助対象者 ^{注1)}	補助事業の内容	補助対象経費	補助率 (補助限度額)	備考 ^{注2)}
農作業省力化・効率化対策事業	中心経営体 生産組織 農業経営体	①農作業の身体的負担を軽減するため、省力化機能を有する機器の導入に係る経費	アシストスーツ	1/2 以内 (50,000 円)	1) 既存機器と同等品の購入など、単なる更新でないこと 2) 農作業以外の用途に容易に供されるような汎用性が高いものでないこと
		②除草用作業の身体的負担軽減及び作業省力化を図るため、省力化機能を有する機器の導入に係る経費	手押し式、自走式草刈り機 ※リモコン式は対象外	1/2 以内 (300,000 円)	
		③上記に掲げるほか、省力化、効率化、生産性の向上等を図るために必要なもので町長が特に認めるもの	新技術、先端技術を活用した機器・設備、システム導入等	1/2 以内 (500,000 円)	
共同利用施設設備投資事業	3名以上の団体	事業継続及び拡大に必要な共同利用施設の設備投資に係る経費	農産物等の生産、流通、加工、販売等に必要な施設整備及び改修等	1/3 以内 (1,000,000 円)	
共同防除事業	3名以上の団体	病虫害被害の予防・異常発生に伴う共同防除に係る経費	委託料、手数料、薬剤費、機器借上料等 ※受益者のみで作業を行う場合の人件費は対象外	1/3 以内 (500,000 円)	

異常気象対策事業	中心経営体 生産組織 農業経営体	自然災害や異常気象に伴う病害・被害の回避、経営回復のために必要と認められる機器・資材の導入に係る経費	消毒用機器、かん水設備、高温対策設備、排水改善のための設備（暗渠・明渠等）、楊排水機設備等の設置及び既存施設の修繕等	1/2 以内 (1,000,000 円)	
農業用機器修繕事業	中心経営体 生産組織 農業経営体 産市部会員	農業経営を維持するため、所有する農業用機器の修繕に係る経費 ※1 会計年度につき 1 回までの申請とする	トラクター、管理機、田植え機、コンバイン、穀物乾燥機、畝立て機、その他の農業機器で町長が認めたもの ※修繕費が 1 万円未満のものは対象外 ※軽トラック等、農作業以外の用途に容易に供されるような汎用性が高い機器は対象外	1/2 以内 (50,000 円)	
農業用機器レンタル事業	中心経営体 生産組織 農業経営体 産市部会員	農業生産活動又は農地維持活動に必要な農業用機器の借上げに係る経費	トラクター、自走草刈り機、ミニバックホー等	1/2 以内 (50,000 円)	
直販所出荷継続応援事業	産市部会員	おち駅越知産市への出荷を目的とする農林産物栽培の継続に必要な経費	生産に必要な農業用機具、設備、資材等 ※人件費、燃料費、農薬、肥料、種苗、簡易な消耗品は対象外	1/2 以内 (100,000 円)	

作業現場環境改善事業	中心経営体 生産組織 農業経営体	労働力の確保を目的に、作業現場の環境改善に要する経費のうち、携行用簡易トイレの購入に係る経費	携行用簡易トイレセットの購入（トイレ、目隠しテント・消耗品）又は携行用簡易トイレ、目隠しテントの単品購入 ※消耗品のみ購入は対象外	1/2 以内 (75,000 円)	
研修活動支援事業	3 名以上の団体	持続可能な農業の発展や新技術導入等のために実施する、視察研修、研究活動、講習会の開催等に係る経費	講師料、自動車借上料、通行料、視察料、使用料、資料代、研究費等 ※食糧費、宿泊費は対象外	1/3 以内 (100,000 円)	
特認事業	町長が特に認める者	上記に掲げる事業のほか、この要綱の趣旨に合致し、事業効果が期待できると町長が認めた事業	町長が必要と認めた経費	1/3 以内 (300,000 円)	

注 1)

中心経営体：農業生産法人、認定農業者、認定新規就農者

生産組織：集落営農組織、農業生産団体

農業経営体：経営耕地面積が 30 アール以上又は年間の農業収入が 50 万円以上の販売農家

産市部会員：高知県農協越知支所の産市部会員に登録している者

3 名以上の団体：上記補助対象者等で構成され、規約等を有している団体

注 2)

各事業において運搬費は補助対象外とする

各事業において国・県の類似する補助事業に該当する場合は補助対象外とする